

より御郡奉行又は私共に爲申聞候。

右之通被仰渡候。御代に茂、諸給人より何事によらず百姓に直に申付間敷候。又百姓茂給人に相斷間敷旨御印被下、其寫御家中に茂御觸御座候得共、百姓により給人之感光をかり、下に而おごり、同百姓を引損、かろき百姓をきつめ迷惑爲致申に付、左様之者縮不仕候得ば、惣百姓見ならひ心立惡敷罷成、其上十村茂百姓により手を置、改作縮不得仕候に付、左様之者は給人に相斷に不及、御老中へ窺いため申に付、自然私共おごり候様に御耳に可相立哉と、常々迷惑に奉存候。

一、新田昌直、何れ之村領之内に而茂望候百姓に、先次第に申付御定に御座候。

右御定は、改作以前百姓田地龜抹に仕、領之内をも荒地に仕置、其身茂衰、又他村之者へは望候而茂耕作可爲致候に付、向後其村之領荒地、脇より望候はゞ、他村之者に而茂望次第に可被仰付旨、被仰出候に付、領分他村に被取申儀諸百姓迷惑に奉存、今程少之所に而茂田昌に可罷成所は荒置不申候。然共百姓勝手に荒置、よき所御座候

を脇より望申、其の通申付候へば、本村より其意事を存、以後双方百姓出入仕、心立惡敷罷成候故、大方は本村之百姓に申付候へ共、百姓に者今以領地荒置他村より望候はゞ、御定之通に可申付旨度々爲申聞候。惣而ケ様之儀に付而委細不存、脇より一通承所により、御定をちがへ致裁許候様に沙汰仕候へば、若又御耳に茂其通可相立哉とあやぶみ奉存候。

一、百姓新田見立候而茂、所により自分に普請難仕所者、御普請を以被仰付候様に百姓申斷候。

右之通申斷候得ば、用水・江見立候水見武部五左衛門入用圖、算用之者高能少兵衛・増田半助并近在十村召連罷越、以後百姓勝手に可罷成と何茂見立申候得ば、御算用場相談御普請申付、入用御土藏より相渡申候。若見立違候へば、公儀御費に御座候得共、在々之者共隙を考普請申付候に付、貧者共日用銀を被下、勝手に御座候。

一、村により百姓のかいしやうに而、荒地又者あぜ・くろ少宛年々田地に仕、村高多罷成候得ば、十村見圖其分書上、新田並年貢納所仕候。

右之通に御座候得共、百姓かいしやうを以作添仕申田地、不殘御取上候而は、情を出申申妻無御座候間、作添之分、所により三分二に而茂半分にも、其百姓により手上高爲致候様に申付候。

一、持高裁許可致子を持た不申、死去仕百姓御座候得ば、其者之親類委細書付十村より出申候。

右書付出、女子御座候得ば入聲申付、女子を茂持不申候へば、死候百姓之女に聲を入、又は不遁者など養子に爲致、何とぞ仕、其者之類親に續高致裁許候様に申付候。自然親類に可申付筋目之者無御座候得ば、入百姓脇より申付候。以上。

寛文六年七月六日

園田左七

松原八郎左衛門

河北彌左衛門

水上喜八郎

中村助左衛門

毛利又太夫

右書付、御老中迄上候所、日數過御次に被召、横山志摩

を以被仰渡候趣は、改作方裁許之儀に付書付を以申上候通被聞召届候。微妙院様被仰付置候跡々より支配仕來候通、向後もあやぶみ不申相勤可申候。改作縮之儀に付徒者於有之は、常々相改、存寄之通急度可申付候。左候へば徒者長じ可申候間、其心得可仕候。勿論役儀勤様之儀に付、脇より何角風聞仕候共、其段遠慮仕間敷候由御意候。役儀に付骨折申と被思召候。依之時服被下候旨、廣蓋に而平嶋・晒五疋宛被下候。

### 三 改作方格帳

於改作方大概格相立置候品々

一、改作方之儀、先年御郡中村々改作被仰付候刻より、諸事先例を以相勤來候。猶以寛文元年被下置候御書立之趣を請、百姓手前收納方免相指引相極申候事。

一、御在國之時分、御領國中御扶持人并十村・山廻り之者共、御目見被仰付候時分、人數等相しらべ、私共召連二之御丸に罷出申候事。

一、御在國之刻、右之人々正月爲御祝御料理被下候時